

印西市情報共有システム試行要領

（目的）

第1条 この要領は、印西市が発注する建設工事において、情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 情報共有システム

情報共有システムとは、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（以下「ASP」という。）をいう。

（2） 受注者

受注者とは、発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。

なお、主任（監理）技術者等の関係者も工事情報の共有が可能であるものとする。

（3） 発注者

発注者とは、受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主に指す。

なお、検査職員、発注担当職員及び監理業務委託の管理技術者等の関係者も各種工事情報の共有が可能であるものとする。

（4） 工事帳票

この要領における工事帳票とは、千葉県土木工事共通仕様書又は公共建築工事標準仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、ASPによる工事打合せ簿等の発議・提出・受理等の処理を行うことで、ASPで処理した工事打合せ簿等も「書面」として認められる。紙と

同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事打合せ簿等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、ASPから電子データを移管しても受発注者の記名（署名又は押印を含む）と同等に記録されている必要があるものとする。

（ASPの対象工事）

第3条 この要領は、印西市が発注する全ての工事に適用する。

2 ASPを活用する対象工事は、発注者が選定する工事とする。ただし、活用による生産性向上が見込まれない等と判断される場合又は受注者が活用を希望する場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定するものとする。

3 実施の有無及び実施開始時期に関する協議は、契約締結後14日以内に行うものとする。

4 対象工事である旨の明示は、現場説明書、設計図面又は特記仕様書への記載により行うものとする。

5 前項の記載は、【別記】記載例を参考にするものとする。

（対象とする工事帳票等）

第4条 ASPで対象とする工事帳票等は、受発注者協議により決定するものとする。

2 工事帳票等の様式は、印西市から提供する様式を使用する。なお、様式がない場合は受発注者協議により国土交通省又は千葉県が定める様式等を準用するものとする。

（対象とする工事帳票等の決裁）

第5条 対象とする工事帳票等の決裁は、ASP上で行うことを原則とする。

（検査）

第6条 ASPで処理を行った工事帳票等は、紙に出力せずに、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、受発注者協議により決定するものとする。

（工事完成時の工事帳票等の納品）

第7条 ASPで処理を行った工事帳票等一式の納品方法、媒体、ファイル形式及びフォルダ構成は、受発注者協議により決定するものとする。

（ＡＳＰの選定）

第８条 使用できるＡＳＰは、次の各号に定める条件を全て満たすものとする。

- （１） 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」の必須機能を満たすもの
- （２） 第４条に定めた工事帳票について、対応可能なもの
- （３） ＡＳＰの操作研修及び相談窓口の利用が可能なもの

２ 使用するＡＳＰの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者協議により決定するものとする。

（ＡＳＰ利用に係る経費）

第９条 ＡＳＰの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、次のとおりとする。

- （１） 土木工事の場合は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。
- （２） 営繕工事の場合は、共通仮設費等に積上げ計上する。計上していない場合は、契約後、受注者からＡＳＰ利用料金を確認できる資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、ＡＳＰ利用料金相当額を共通仮設費に積上げ計上し、変更契約を行うものとする。

２ ＡＳＰの利用に係る経費を契約金額に積上げ計上した場合において、受注者がＡＳＰを利用しなかったときは、発注者は当該経費相当額について減額の変更契約を行うことができる。

（情報漏えい等の防止）

第１０条 受発注者は、当該工事に関する情報及び個人情報等の保護について適切に実施するものとし、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損を防止し、個人情報を含めた情報の適切な管理を行うものとする。

２ 受注者は、ＡＳＰ契約終了前に必要なデータの移管を完了し、発注者の確認を受けた上で、当該工事に関するデータを削除するものとする。

（試行期間）

第１１条 当面の間、本要領によるＡＳＰの活用を試行し、その結果を踏まえ、本格的な導入に向けた課題を整理するものとする。

（補則）

第１２条 この要領に定めのない事項については、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議に

より定めるものとする。

- 2 業務委託において受注者が A S P の利用を希望する場合は、本要領を準用して実施することができる。
- 3 A S P の利用に係る経費（登録料及び利用料）は、次のとおりとする。
 - （１） 測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査・計画業務：間接原価等の率計上分に含まれる。
 - （２） 建築設計業務：特別経費に積上げ計上する。計上していない場合は、契約後、受注者から A S P 利用料金を確認できる資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、A S P 利用料金相当額を特別経費に積上げ計上し、変更契約を行うものとする。
- 4 業務委託において A S P の利用に係る経費を契約金額に積上げ計上した場合において、受注者が A S P を利用しなかったときは、発注者は当該経費相当額について減額の変更契約を行うことができる。
- 5 A S P 利用登録や利用料支払い等の手続は、受注者と A S P 提供者が直接行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、施行日以後に執行伺を行った工事から適用する。ただし、施行日前に執行伺を行った工事にこの要領を適用することを妨げない。

【別記】

（参考）現場説明書又は設計図面記載例

本工事は、情報共有システムの活用を試行する工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれない等と判断される場合は、受発注者間の協議により、利用の可否を決定するものとする。

実施にあたっては「印西市情報共有システム試行要領」に基づくものとする。

（参考）特記仕様書記載例

【工事の場合】

第〇〇条 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システムの活用を試行する工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれない等と判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定するものとする。実施にあたっては「印西市情報共有システム試行要領」に基づくものとする。

【業務委託の場合】

第〇〇条 情報共有システムの活用について

受注者が本業務委託において、情報共有システムの活用を希望する場合には、受発注者間の協議により、実施の有無を決定するものとする。

実施にあたっては「印西市情報共有システム試行要領」に基づくものとする。